最高裁規則

○最高裁判所規則第一号

発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和七年二月三日

最高裁判所

発信者情報開示命令事件手続規則の一部を改正する規則

発信者情報開示命令事件手続規則（令和四年最高裁判所規則第十一号）の一部を次のように改正する。

第一条及び第九条第二項中「特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律」を「特定電気通信による情報の流通によって発生する権利侵害等への対処に関する法律」に改める。

附　則

この規則は、特定電気通信役務提供者の損害賠償責任の制限及び発信者情報の開示に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第二十五号）の施行の日から施行する。

最高裁判所長官　今崎　幸彦

省　令

○財務省・農林水産省令第一号

日本農林規格等に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条第二項の規定に基づき、日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年二月三日

財務大臣　加藤　勝信

農林水産大臣　江藤　拓

日本農林規格等に関する法律施行規則の一部を改正する省令

日本農林規格等に関する法律施行規則（令和四年財務省・農林水産省令第三号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分を加える。

改正後	改正前
（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準） **第四十八条**　法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準 イ・ロ　（略） ハ　申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認証をしないこと。 (1)～(3)　（略） (4)　第三号トの規定による認証の取消しに係る弁明の機会の付与について通知した日からその取消しをする日又は取消しをしないことを決定する日までの間に二(4)の規定による業務の廃止の通知をした者で、その通知の日から一年を経過しないもの (5)　(4)の業務の廃止の通知をした日前三十日以内にその通知に係る者（法人又は人格のない社団若しくは財団で代表者若しくは管理人の定めのあるものに限る。）の業務を行う役員（人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては、その代表者又は管理人）であった者でその通知の日から一年を経過しないもの ニ・ホ　（略） 二～五　（略） 2　（略）	（登録認証機関の認証に関する業務の方法に関する基準） **第四十八条**　法第十九条第二項の主務省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　法第十条第一項から第三項まで、第十一条第一項、第十二条第一項、第十二条の二第一項、第十三条第一項、第三十条第一項から第三項まで、第三十一条第一項及び第三十三条第一項の認証の実施方法に関する基準 イ・ロ　（略） ハ　申請者（法人にあっては申請者又はその業務を行う役員、人格のない社団又は財団で代表者又は管理人の定めのあるものにあっては申請者又はその代表者若しくは管理人）が次のいずれかに該当するときは、認証をしないこと。 (1)～(3)　（略） （新設） ニ・ホ　（略） 二～五　（略） 2　（略）

附　則

この省令は、公布の日から施行する。